

休業請ス

禮ニ昇進ハ茲ニ調平及ハ資力ヲ以テ前々或シテ之ヲ計ラレタリ  
ノ益々暴行ヲ台身トシテノイヌハ創傷ヲハシ、固キリ固キリ  
難治カ合恩請命ニ提出シタリ、此等難治カハ、右請命書ニ依

出 請

ハ実請ニ出請シタリ

◎新報第三(首)労働者同盟会ニ對シテハ、其の労働者同盟会ニ對シテ

タリ

退任者ハ此ノ請ニ對シテ、其の労働者同盟会ニ對シテ、其の労働者同盟会ニ對シテ

使テテハ、其の労働者同盟会ニ對シテ、其の労働者同盟会ニ對シテ

一母々ハ、其の労働者同盟会ニ對シテ、其の労働者同盟会ニ對シテ

奥田宗太郎(毎日合同)

如キハ、其の労働者同盟会ニ對シテ、其の労働者同盟会ニ對シテ

婦人少年坑内就業禁止ノ件(鑛夫總聯合)

今村某(鑛夫總聯合)

「鑛山労働者ホド悲惨ナ者ハナイ、其内婦人労働者ハ特ニ悲惨デ  
アツテ資本家ノ爲ニ酷使サレテラル、坑内ニ婦人ガ八萬六千人(鑛  
山監督局登録)ラル様ニナツテ居ルガ實ハソノ倍數ハ確カニ居  
ル、日本ハ文明國トシテ誇ツテラルガ世界デ坑内ニ婦人及ビ少年  
ヲ使用スルノハ日本ト印度ダケデアル既ニ國際労働會議第一回總  
會ニ於テ婦人、少年坑内作業禁止ヲ決議サレタ然ルニ日本政府ハ  
コレヲ實施セナイカラ我々ハ政府ヲシテ之ヲ實施スル様ニ要求シ  
タイソシテ次ノ決議ヲ政府ニツキツケタイ。」

決議案

既ニ國際労働會議第一回總會ニ於テ決議サレタル婦人、少年坑  
内作業禁止ノ條項ヲ速ニ諮詢セン事ヲ政府ニ要求ス  
加藤勘十(鑛夫總聯合)